

令和元年度 第3回 酒田市環境審議会 議事要旨

日 時／令和2年1月15日（水）10:00～11:10

場 所／酒田市役所7階 703会議室

出席者／別添次第のとおり

1. 開会（略）

2. 市民部長あいさつ（略）

3. 議事

議長（会長） それでは次第に沿って議事を進めてまいります。はじめに本日の審議会の進め方について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 本日の進め方につきまして、事務局よりご説明申し上げます。
今回の審議会は、JRE酒田風力発電所更新計画の環境影響評価方法書につきまして、環境保全の見地から委員の皆さまよりご意見をいただくものです。いただいた意見を集約しまして、審議会の会長から酒田市長あてに答申といたします。答申書の作成につきましては、会長及び副会長にご一任いただきたいと思います。

本日の進め方ですが、委員の皆さまから意見を伺う前に、事業者から、方法書に関して追加の説明の時間をいただきたいとの申し出がありました。そこで、初めに事業者による説明を行い、委員の皆さまから質問等がありましたら、お答えいただきたいと思います。

質疑応答が終わりましたら事業者からは退出いただきまして、委員の皆さまからご意見をいただきたいと思いますと考えております。委員の皆さまからいただいた意見を集約いたしまして、環境審議会の答申とする予定です。

以上、本日の議事の進め方と、答申書の作成についてご説明いたしました。

議長（会長） ただいま事務局から説明がありましたが、まず初めに事業者さんから入室いただいて、方法書について追加の説明の時間を設け、併せて質疑応答を行いたいと思います。その後、事業者さんからは退出いただいて、委員の皆さまから方法書への環境の保全の見地から意見を述べていただきたいと思います。出された意見を整理・取りまとめし、市長への答

申としたいと思いますが、委員の皆さまよろしいでしょうか。

<異議なし>

議長（会長） では本日の審議会は、事務局より説明のありましたように進めることといたします。事業者の方から入室いただいて、進めてまいりたいと思います。

<事業者入室>

議長（会長） それでは事業者の方から、方法書についての追加の説明をお願いいたします。

<事業者説明>

議長（会長） 今の説明の中で疑問点等あれば、委員の皆さんから質問をいただきたいと思います。

委員 今の説明の中で、環境影響評価法に基づく方法書の提出の段階で、設備が確定していない段階で方法書が提出される事例が多いとの趣旨のお話でしたが、それは事実でしょうか。

事業者 ある程度のメーカーや基数は、まったく何もない状態ではないので、現時点での事業計画というのはありまして、それはこの案件も他の案件も変わらなくお出ししています。ですが、方法書の時点でお出しした事業計画のまま建設ができるというケースは、非常に少ないと思っております。

委員 建設できるかどうかではなく、方法書を出した段階で設備にかなり幅がありますが、今回の案件のような事例が他にありますか。あれば教えていただきたいと思います。

事業者 弊社では他にも風力案件をいくつか持っておりまして、その中でも環境影響評価の手続きを踏んでいる案件がほとんどです。だいたい方法書の時点で一応基数を今回と同じようにお出しはするのですが、その後変更しているのがほとんどです。

委員 その後の変化ではなく、方法書の中に記載している段階で、幅を持たせて影響評価の手続きをとっている事例があるかということです。

以前、東京都の環境審議会的なところに6年間おりましたが、通常的环境アセスの方法として、計画がある程度決まってから方法書を提出して、それに基づいて調査していきます。それから外れる案件は経験上無かったものですから、風力発電設備ではそれが一般的なことなのか、山形県・酒田市が十里塚で行った風力発電施設、それ以外のことについても基数や機能を明記したうえで調査に入っています。そういうこともあり、それが今言われたように一般的な方法であるという考え方について腑に落ちないところがあり確認したいと思いました。事務局で同じような事例を把握していれば、後ほど参考までにお知らせいただければと思います。

事業者 ご指摘のとおり、今回の7基から9基とあえて幅を持たせている事例は少ないかもしれませんが。ただ今回の7基から9基と幅を持たせているのは、皆さんにより事業をイメージしやすいように、少なくとも多くともこのくらいの規模になるとお伝えしたいというのがありました。

今の時点で想定したいのは、やはり9基が一番多い案となります。そういった意味では他の風力案件でも同じで、その時点で想定しうる最大の基数と最大の規模で、方法書の時点では事業を進めていくものがほとんどだと思います。

委員 施設を更新されるとのことでしたが、現存の施設の環境調査について、具体的なデータは持っていないのですか。

事業者 既設の発電所については2004年から運転開始をしているのですが、その当時、環境影響評価法による風力発電所の評価というものが今のようには決まっていませんでした。当時は、自主アセスという形で自主的な調査はいくつか行っていますが、今回のものとは違った調査を行っていたと前の事業者より伺っています。

委員 既設の発電所の環境調査は、今の事業者では行っていないということでしょうか。

事業者 基本的には環境影響評価は建設前から調査していくものになるので、当時は弊社ではなく別の事業者が行っていました。その際に、いくつか自主的に調査が行われていたと伺っております。法律では規則がなかった

たこともあり、現在とは少し違った調査が行われたと伺っています。

委員 風況観測について、これまでの観測で条件がよかったから、今の風車が建っていると理解しています。それでもまだ調査が必要というのは高さなのか、風況のどのような部分を観測し直す必要があるのでしょうか。

事業者 既設の発電所は16年目を迎えるため、風況のデータは既設の発電所でも取っているのですが、新しく風車を建てるにあたり、もう一度風況観測を、きちんと観測塔を建てて計測していくのは必要な作業となります。これは新しいものを建てるにあたって必須の作業となりますので、建て替え時に風況観測を外すのは難しいこととなります。

委員 同じ場所でもですか。

事業者 同じ場所でも、風況観測はあらためて行うこととなります。

委員 それが違う場所であったりすると、そこではまた風況調査をすることになるわけですか。私たちはこの地域に住んでいて、風がどこから吹いてくるか仕事柄分かるのですが、そうではなく、その場所、ポイントで測る必要があるということですか。

事業者 風況観測はポイントで1基ごとに行っているわけではなく、今も測っておりますが、場所は酒田港リサイクル産業センターの隣で1本観測塔を建ててずっと測っています。そのデータを1年間取り、分析をしてメーカーさんと協議に入る流れになります。

委員 例えば、今後風車の大きさが変わったり、羽根の数が減ったりと技術革新もあるかと思えます。この地区では、洋上で風況のデータを測る方法の調査を、漁業者の協力を得て行っています。そのデータを使用して風況調査を行うことは可能でしょうか。

事業者 基本的にはその都度データをとる形になると思われれます。建てるその場所で風況を測らなければならないというわけではありませんが、だいたい建てる場所がカバーできるように近接した場所で風を測ることとなります。複数の事業が近場にあるというのは考えにくいです。そのため事業ごとに建てる形になると思えます。

委員 例えば、当組合が所有しているデータを今後みんなで、各社シェアして使用することはできないと考えてよいでしょうか。

事業者 風車を強度計算する場合には、検定を受けた風速計で一定期間計測して、そのデータに基づいて強度計算する形になっています。運転に使用している風速計は運転のための風速計であって、検定を受けていないことから必ず測り直す必要があります。

委員 わかりました。

委員 既存の施設で風況調査を行っているとのことでしたが、既存の施設で他に調査している項目はどういったものがありますでしょうか。

事業者 既存の施設、今の施設を建てる際に自主的に行った調査としては、アセス法によらない調査として騒音、鳥類、景観等の調査のほか、供用後に騒音の調査を行ったと把握しています。

委員 鳥類、景観というのはどのような調査でしょうか。

事業者 アセス法によらない調査という位置付けではありますが、一般的に建てる前に行った調査となり、どの辺りにどのような種が生息しているかというような調査が行われていたと認識しています。

委員 防風林に対する影響についてはどのようにお考えでしょうか。

事業者 風車を建て替えることによる防風林への影響でしょうか。

委員 風車が建っているあたりは防風林地帯であり、クロマツが植えられています。影響の調査は行わないのでしょうか。

事業者 防風林に対する調査といいますか、対象事業実施区域とその周辺の植物の状況ということで、その範囲内にクロマツ林が分布していますので、今回の調査の中で把握していく予定です。

委員 現場を見ていただければ分かるのですが、その辺がやはりクロマツが一番枯れています。ぜひ一度現場を見ていただければ、皆さんにもお願いしたいです。希望いたします。

事業者 承知いたしました。松枯れの状況ということで認識しております。調査の中で把握していきたいと思います。

委員 前回、電力申請は接続検討の協議を行っているということですので、風車の位置などは緯度・経度のレベルで出して提出されているはずですが、なぜこの場でその内容が示されないのかが理解できません。協議の結果、そのとおりにいかなければ、そこは変更点ということでの説明が皆さん一番分かりやすいのではないのでしょうか。

期間は具体的な着工が2023年とのことですが、今のままでは協議の記録が残っていきません。計画に対して皆さんから出された意見の積み重ねがあれば、皆さん納得していくと思うのですが、今は概要でしか出せないとのことですが、今、ベストのものは接続検討で出しているのではないかと思います。

接続検討に出す資料は、簡単な資料ではないと思います。機器の仕様書等から全部ついているはずですが、それがそのとおりにいかなくなるという説明も理解はできるのですが、ほとんど決まっているはずだと思います。それがなぜ今、出せないのかというのが理解できません。

事業者 出せないという表現になるのかは難しいところですが、今回あえてお出ししていないのは、今後変化の可能性があるというのが一番大きくて、ご指摘の要素もあるのでお出しするののも一つの選択肢であったとは思いますが。ほかの案件で方法書、準備書で出していたメーカーさんが撤退し、別のメーカーさんにするのを余儀なくされたことや基数もそれに伴い変更となったこと、これからの協議、方法書から準備書までの調査や協議の段階で基数が大きく変更された案件もあります。そのため、調査前の現段階では幅を持たせた内容でお示しし、その後、調査と予測評価を経た準備書の段階で、しっかりとしたものをお出しする方がよいのではないかと考え提出しています。

委員 風車の基数が変わるとかインバーターの種類が変わるとかは、電力供給側に延長がかかる形になると思いますが、そういう変更がないように出していくのが普通だと思います。ほかの委員から説明がありましたように、地元の皆さんは現場を見て調査して、ここにこういう問題がある、でも電力さんに言わせるとこうなると、様々な観点から打ち合わせができます。今の進め方で行くと、具体的内容があるのにそれを出さないで、最後に不可抗力なのでこれでいくしかないんです、といった出され方に

なってしまうのではないかと。

冒頭に、機器の配置を具体的に決めたら再度行いますよとの話がありました。今出せるのであれば出した方がいいのではないかと思います。出せないことが私としては腑に落ちないです。

事業者 補足をいたしますと、今後の機種配置計画の検討と予測評価をしたうえで、準備書を出したからといってこれで進めるわけではありません。準備書の段階でいったん取りまとめたものについて、皆さんからまたご意見をいただく機会を、審議会だけでなく住民説明会も方法書と同じような形で行います。そこでいただいた意見をもう一度事業計画に反映させて、最終的に評価書として最終の事業計画を発表させていただく形となります。

委員 でも、そうするとステップが進行するわけでしょう。

事業者 はい。資料の④の手続き部分となります。

委員 だいたいのものを出して、進めていくことになります。ほとんど計画が決まっているものがあるのであれば、それを②の方法書の段階で出しておけば、もっと精度が高くてリスクが少なく、みんなが納得できるものが出せるのではないのでしょうか。「今のベストの計画はこれです。でも、このような変更の可能性はあります。そこは皆さん承知のうえで検討してください。現場行ったらここを見てください。」というのを出していけばいいのに、だいたいのもので進めていきたいように思惑を感じ取れます。今の説明でもよく分かりません。

委員 既存施設の調査で、法に基づかない調査をされているということで先ほどほかの委員からクロマツ林の松枯れの話が出ておりました。普段の調査でも把握されていると思いますが、把握した後に何か対策を講じるとか、今後の更新計画で今、生じている問題を解決するために、このようにしなければならない、そういった検討はどのようになっているのでしょうか。

事業者 ご指摘いただいたクロマツに関しては、今日、環境影響評価とは別に樹木医の先生と面談する機会があり、風車の掘削や造成工事が与える影響もあればそれ以外の影響もあって、どれが一番の原因かは分かっていない面があります。原因として造成や掘削があれば、今後建設開始まで

に4年ありますので、それまでに対策を考えていきたいと思ひます。

議長（会長） ほかにはよろしいでしょうか。それでは質疑については終了したいと思ひます。事業者の皆さんはここで退席となります。ありがとうございました。

<事業者退室>

議長（会長） それでは先程の説明を受け、委員の皆さままで議論を深めてまいりたいと思ひます。最初に委員から文書で資料をいただけてますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員 何点か意見があつたので、口頭ではなく文書にさせていただきました。4項目あつて最初の1点目ですが、方法書6-36、6-37に関わるところになります。建設時等における評価の手法になりますが、特に水質関係になります。

前回の審議会ではほかの委員からご指摘があり、埋め立てをしたところという情報を伺いました。①については水質・底質に係る調査地点の設定根拠の記載に、底質1、2、3の3か所行うと方法書にあります。表6.2-15の中に水深10m、あるいは5mという表記がありますが、たぶん間違いだろうと思ひます。底質というのはあくまでも底泥とか地層の部分に入ってくるわけなので、その底質の調査をする前提だと思ひるので、水深からという表記は誤解を招くだろうと思ひます。

実際に掘削される層が何mの深さか表示はされていませんが、100m以上のポールを建てるのであれば、深く基礎を掘っていくだろうと思ひます。掘削される層の底質調査が目的と思ひますので、要するに掘削してその地層から水質的に影響がないかをみようというのが底質調査になるわけなので、掘削が想定される海底面から何mという表記をしないと、実際調査にならないだろうと思ひます。このあたりは事務局と事業者の方で確認していただいて、海底面から近い所と、実際掘削するところの中央値くらいの2層の部分までは少なくとも底泥を採取して、という風に訂正しないといけないと思ひます。

②としては、水路部全域において既設発電設備の撤去工事と新設工事が実施される予定です。水質4というのが方法書6-38の地点図にあり、水質のポイントは設定されているんですが、底質は設定されていないので、底質については水路部全点で行ったほうが適切だろうと思ひるので、追加すべきという意見です。

③は、ほかの委員から出た意見の浮遊物質量の調査です。調査については冬季を除く3季に各1回とのことでしたが、掘削工事期間中であれば毎月1回程度しないと巻き上がりの影響が心配されるので、回数 of 訂正を意見として求めたいと思います。

底質については、既存の調査資料があれば代用ができる場合もあります。そこは確認していただいて既存の調査資料がなく、埋め立て地というのが事実であれば配慮すべきだろうと思っています。

2点目なのですが、調査予測の評価の手法で方法書6-46の動物、特に鳥類関係になります。中段部分のバット・バードストライクの死骸調査についてのところですね。上記に加えて9月～10月の各月に5日間連続で行うと方法書にあります。一般の方の意見の中に鳥類専門家からの意見があり、その意見を踏まえると野鳥の渡りの時期は4月～5月にもあるとのことですので、4月～5月においても同様に各月に5日間連続で行うことを追記すべきではないかと思っています。

②として、海岸部については死骸を発見しやすくするため、既設風車の周囲に支柱高を半径とした範囲の地面にシートを敷いて調査を行うべきだと、これも一般の方の意見に出されていたものの引用になりますが、調査をはっきり行うためには必要ではないかと思うので、同じ意見を盛り込みました。

③として、死骸調査における共通調査条件としまして、同じ方の意見にありましたが、実際鳥が飛んでいない日に調査しても意味がないという当然のご指摘があったので、調査日の実績の積算をある程度厳密に指定しないとイケないのかなと思います。調査日の実績積算はブレードの回転が1日のうち2/3以上稼働していた日数とすれば、概ねそのご意見にも沿えると思います。ただしその調査記録表には、当該日の既設風車の出力チャートを添付することも必要と思います。実際現場に風車があるわけなので、それを参考資料として添付しておけば間違いないかなと。併せて同じ方の意見で、悪天候の場合は鳥も飛ばないというご指摘もあるので、悪天候の日数は除くことというように追記していただきたいと思っています。

3点目ですが、騒音関係の方法書6-30、6-31になります。この計画で採用予定の発電施設が国内での稼働実績がない規模の大きさだと聞いていますので、風車設置予定区域から少なくとも2km離れた集落への影響が排除できないのではないかと。現在の方法書では1km程度の集落に限っての調査になっていますので、ここをもう少し広げるべきだと思います。環境騒音・超低周波音・振動調査地点については、施設の稼働区分に西荒瀬小学校または西荒瀬小学校周辺を追加すべきであ

ると意見したいと思います。要は音波は遠方に影響が生じることがあり、共鳴しあって近い所よりも遠方で聞こえるということがあり得るので、追加していただきたいと思います。

4番目、方法書の要約書4-1、24ページになります。冒頭で事業者の方が追加説明されたところに関わってくるのですが、要約書では「現地調査を行い、その結果を踏まえた上で、今後の事業計画の検討において更新後の風力発電機の基数や配置計画、その他の環境保全措置等について配慮検討を行うことにより、重大な環境影響は回避、低減されるものと評価する」という記載になっています。また前回の審議会の説明でも、「方法書では環境影響が最大となりうる範囲ということで、最大規模を想定した範囲を設定している」ということになります。今日の追加説明でも、同様の趣旨であったと思います。

具体的な基数、出力、配置が確定していない時点での調査、予測及び評価であるならば、前回の審議会と同じ考えをあらためて意見として出したいのですが、提出している方法書の調査に大きな負担が生じることなく、環境影響を最小化できる事業計画の検討のためには、大きな現地調査は必要なく、計算上のできる、シミュレーションとしてできる項目になりますので、ぜひこういう考え方で取り組んでいただけないかという意見になります。具体的には想定されうる基数、出力、配置の条件ごとにそれぞれ予測・評価すべきではないかと思います。

具体的には表にあるように騒音・超低周波音、動物（鳥類）、景観の3項目については、仮の計画パターンが想定できるわけです。この4つの計画パターンについては前回の審議会でも事業者から説明を受けた内容から書き込んだものになります。それぞれの基数と発電機の高さについてシミュレーションできるわけなので、8パターンの結果予測数値を出して、環境影響にとって最小のものはどういう条件かというのが出せるはずなので、そういう手続きをしていただきたいという意見になります。

今回は、確定していない条件で方法書が提出されているということで、これをあえて前向きに捉える考え方があってもよいと思います。

事業者は当然ながら収益性重点でくるわけですが、自然再生エネルギーを普及させていかなければならないという我々世代の責任もあります。原発にとって代わっていかなければならないという側面も。ただし原発事故のことを考えるのであれば、きちんと環境保全の視点を明確に加える、手続きを取っていくという姿勢がなければ、原発の普及と同じになりかねないので、自然再生エネルギーの普及に際しては、その辺の反省をもとに環境保全の視点を加えるんだと、この手続きは

そこに視点が置かれているわけなので。今のようにいくつかのパターンをもって、最小限の影響評価というのはこういうパターンですよと出すことが、今回曖昧な計画の段階で提出された方法書に対して、一つのメリットとして考えたほうがいいのであれば、4番目の意見としてきちんと事業者に伝えていただきたいと思います。以上になります。

議長（会長） ありがとうございました。ほかに何かご意見があればお伺いします。

委員 先程ほかの委員からもあったんですが、計画が進んでいって、我々市民がダメだということがあった場合、この手続きは止まるんでしょうか。

事務局 この環境影響評価は法律に基づき、それを担当する部署があり、市に付託されているものは地元の意見を出してくださいということになります。それを判断するのは国や県でありますので、その判断がどうなるかということです。

委員 酒田市に住んでいますが、港は県の持ち物なんです。もしくは国交省の管轄であったり。何か進めていってダメだとなったとき、市民の意思を受けて市長がダメですよと断固たる決意をもって止めれるかどうかというのが非常に重要だと思うんです。ほかの委員がおっしゃったとおり、なし崩しのにもう止められないという話になった場合、被害は私たち市民が被るわけです。そこをはっきり酒田市からも捉えていただきたい。自分たちのものではないけれども、自分たちのところに建てる責任は酒田市民として市長以下にもあるんだと思います。

ほかの委員から今回紙で資料を提出いただいて、非常に分かりやすいというのと、特に我々漁業関係者にとってはごもつもの話で、埋め立てて造ったのですからその土砂がどういう土砂を持ってきて埋め立てたのか分からない。そこを掘ったらいろんなものが出てくるのかもしれない。

ユーチューブでよく出てくるビーチコーミングとかの話ではないのですから、底質が砂なのか泥なのか石なのか、そこから何が出てきているのかははっきりさせて、情報開示を求められたら速やかに情報開示に応じてもらいたいという思いをここで述べたいと思います。以上です。

委員 まだ計画が定まってないけれども、皆さんに情報を開示しながら進めていくんだというスタンスなら理解できます。ですが電力申請なんてそんなざっくり出せるものではなくて、風車の緯度や経度も指定するはず

ですし、風況調査もやっているはずで。そうでないと出力パターンなんて出せない。出せるなら出したほうが皆意見しやすいし、その結果基数を変えましたとかになれば、もう一回接続の検討をし直すとかの手続きになればまた時間がかかるので、たぶん当初出したもので進むと思うんです。だから早くそれを出して欲しいと言ったもので、先程の委員のこういう進め方もあるんじゃないかという意見でしたが、それはそれで理解できますし、できているのに出さないというのが何でだろうと個人的に感じるところであります。

事務局 先程、事業者の説明がありまして、皆さんからの質問にご意見のようなものが混じっていたと思います。先程の説明に対するご意見なのか、それとも今回の方法書に対しても同じような意見を言いたいということであれば、この場で伺いたいと思います。

議長（会長） いかがでしょうか。

事務局 前段の説明でいただいたご意見が、この方法書に対するご意見ではないということでしょうか。なければ結構でございます。

議長（会長） 先程の委員からの意見にある許認可権の話です。酒田市民が、（風車の建設には）いろいろな懸念や課題があるとしたときには、国や県に「懸念がある」と市長意見として出すんだと思います。それを受けて県知事は、酒田市民が懸念しているから許可については予定どおりにはなかなか難しいということがないと、何のために審議会をしているのかという話になります。

風車の建設が既に決まっている話であり、意見は聞くけれどもそれでも進めるんだということになれば、何のためにその事業やっているんだという大きな話になってくると思います。受け手の県の方でも、聞いてもらえるという前提の理解でよろしいでしょうか。そうでないと審議会の意味がなくなってしまいます。

事務局 そのとおりでございます。

委員 この審議会の委員の皆さんが言って言ったから建ってしまったということになってしまいます。もう一つは、酒田北港の重要港湾の話にも関わってくるんです。

これだけのものを建てるとなると、部品が海から入ってくる。そうす

ると北港で組まないといけない。港の使い方もあるんです。トラックが行き交うようでは困る人もいるだろうし、松の話をする人もいるだろうし、そうするとトータル的に話をする場所が必要なわけです。そこでダメだと言っているのに進んだということでは困るわけです。酒田市として港湾管轄が港湾事務所だからということではなくて、ダメなものダメだと言うようでない。

事業者からしてみれば既得権もあるんでしょう。けれども国としては建て替えにあたって、現行法律の下でいろいろな調査をしてくださいとされているわけですから、現行調査でやり直してダメであればダメなわけです。酒田市にお願いといいますか、自分のことでないのと言えないところもあるかもしれませんが、そんなこと言わないでよろしくお願いします。

事務局 補足させていただきますと、この件に関しては法律に基づいて行われますので、地元意見として市長意見も出しますが、県の方でも環境影響評価審査会があって、そこにも有識者の方々からご意見をいただいて、県知事の意見を取りまとめて国に上げるという作業もございます。

環境大臣の方から経産省に意見を出す手続きもございますので、参考までにこういう手続きを経て行うということを申し上げます。

委員 私も再生可能エネルギー推進の仕事なので構わないんですけど、ただ、なし崩し的にはいかないほうがいい。私は地元業者だから、地元でやるならば絶対最初から出すものは出すと思うんです。隠すから胡散臭くなるんです。せっかく作っているんですから。

委員 ジオパークの認定を受けているのに、風車が建っているところはほかにもあるんでしょうか。

委員 由利本荘はジオパーク認定を受けています。

議長（会長） ただ、ジオパーク認定より前に風車が建ちました。やはりそれは景観面でですか。見た目というか。

委員 宮海海水浴場の一部が直接改変を受ける可能性があるというのが要約書 4-2、25 ページにあるんですけども、最大で建った場合、ここまで影響がありますよというものが見つけられませんでした。海水浴場がここまで使えなくなります、というような記載があってもよいのではな

いかと思います。貴重な海水浴場で使用する期間も短いので、可能性があるというだけでなく、影響が出ますという説明が市民にあってよいと思います。

委員

事務局に対して確認です。前回の審議会で宮海地区の住民へのアンケートを報告していただきましたが、それで十分な割合と考えていらっしゃると思いますか。数としては1割以下の住民へのヒアリングになりますが、それで十分住民の考えを汲み取れたと判断されているのか確認でお聞きしたい。

それと事業者側でもアンケート調査をすると一般の意見に対して回答があったと思いますが、宮海地区などの住民に対してアンケートを事業者が実施する場合には、事務局の方でも注視していただき、どういう聞き方をするのか確認しておいていただけたほうがよいと思います。

もう一点、県の審査会においても現地視察など、現場をしっかりと見るように、酒田市の意見の中にもしっかりと入れていただければと思います。

事務局

その点につきましては、いろいろな方法があるかと思います。審議会でいただいたご意見では、アンケートを取ってくださいという意見ではなかったと思います。

私どもとしては生の声をお聞きしたいと思いましたが、伺って実際どのように考えているかお聞きするという方法を取らせていただきました。その方法を取る中で、なかなか全世帯を回るのは難しいということもありまして、全体としてみるとパーセンテージは低くなりましたが、お聞きした意見は大体似通った意見をいただいておりますので、私どもにつきましてはヒアリングさせていただいたと考えております。

議長（会長）

それでは以上で終了したいと思います。

4. その他

(なし)

5. 閉会

(略)